（仮称）吉川市犯罪被害者等支援条例（案）の骨子

１　条例制定の目的と基本理念

【目的】

犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

【基本理念】

・全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとします。
・犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われるものとします。
・犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次的被害を生じさせることのないよう、その個人情報の取扱いについて十分に配慮して行われるものとします。

２　用語の定義

⑴　犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

⑵　犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいいます。

⑶　二次的被害

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいいます。

⑷　市民等

市内に住所を有し、居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動する個人若しくは団体をいいます。

⑸　事業者

市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(6) 民間支援団体

犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいいます。

(7) 関係機関等

国、県、警察その他の関係機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいいます。

(8) 犯罪行為

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和５５年法律第３６号）第２条第１項に規定する犯罪行為をいいます。

３　市、市民等、事業者の責務

(1) 市の責務

①市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとします。

②市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施することができるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとします。

(2) 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 事業者の責務

①事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

②事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続きに適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとします。

４　支援内容等

(1) 相談及び情報の提供等

①市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにする

ため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとします。

②市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

⑵ 見舞金の支給

①市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金及び傷害見舞金を支給するものとします。

見舞金の種類	対象者	金額
遺族見舞金	犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有していたものの遺族とします。 遺族の詳細については規則で別に定めることとします。	３００，０００円 （※）
傷害見舞金	犯罪行為により傷害（医師の診断によりその療養の期間が１月以上であり、かつ、３日以上病院又は診療所に入院することを要したもの（精神疾患である場合にあっては、３日以上労務に服することができない程度であったもの）に限る。）を負った者であって、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有していたものとします。	１００，０００円

（※）傷害見舞金の支給を受けている場合にあっては、２００，０００円

②見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で別に定めることとします。

⑶ 市民等及び事業者の理解の増進

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮することの重要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとします。

⑷ 民間支援団体への支援

市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、活動に必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。

５　スケジュール（案）

・令和６年１２月　条例制定に関するパブリックコメント手続き
（令和６年１２月１６日から令和７年１月１５日まで）

・令和７年３月　　令和７年吉川市議会３月定例会において条例案を提出

・令和７年４月　　条例施行